

マイナンバーカード専用

夜間休日窓口開設

新規申請写真不要！ 郵送受け取り可！

マイナンバーカードの交付を推進するため、夜間・休日でなければ窓口に来られない方のために、次のとおり窓口を開設しますので、利用してください。

既に申請済のカードの受け取りや電子証明書の更新・発行、カードの新規申請ができます。新規申請ではオンライン申請サポートも行いますので、写真がなくてもカードが申請でき、カードを郵送で受け取ることも可能です。

開設日時

8月13日（水）	17：15～19：15
8月23日（土）	8：30～17：15

【場 所】 役場本庁舎2階 町民課窓口

【取扱業務】

- (1) マイナンバーカードの申請・受け取り
- (2) 電子証明書の更新・発行 など

いずれの手続きも本人確認書類が必要です。
ご不明な点等につきましては、事前に問い合わせてください。

照会先 町民課窓口係 電話（85）7160

★この回覧「まちだより」と「広報はこね」は町のホームページにも掲載しています。
☆箱根町公式LINEで発行をお知らせしています。友だちの追加で情報を受け取れます。
★「広報はこね」が届いていない方は、役場、出張所、出先機関などに置いてあります。
(発行/箱根町役場 〒250-0398 箱根町湯本 256 番地)
～裏面もご覧ください～



今日から実行！ 家庭での食中毒予防

食中毒の主な原因は細菌やウイルスで、その原因となる細菌やウイルスが食べ物に付着し、体内へ侵入することによって発症しますので、家庭でも発生する危険性が潜んでいます。

食中毒予防のための3つの原則、『つけない』、『増やさない』、『やっつける』を踏まえて、食品を購入してから調理して食べるまでの過程において、気をつけたいポイントを紹介していきます。

食中毒予防のための6つのポイント！

①食品の購入 ②家庭での保存 ③下準備 ④調理 ⑤食事 ⑥残った食品

※今回は、①～③のポイントをお伝えします。

①食品の購入

- ・表示のある食品は、消費期限などを確認しましょう。
- ・肉汁や魚などの水分が漏れないように、ビニール袋にそれぞれ分けて包み持ち帰りましょう。
- ・生鮮食品など、冷蔵や冷凍の温度管理が必要な食品の購入は、買い物の最後にし、購入したら早めに帰るようにしましょう。 ※保冷剤（氷）を一緒に入れるとより安心です。

②家庭での保存

- ・冷蔵や冷凍が必要な食品は、持ち帰ったらすぐに冷蔵庫や冷凍庫に入れましょう。
- ・肉や魚などは、ビニール袋や容器に入れて、他の食品に汁がかからないようにしましょう。
- ・食品を流し台の下に保存する場合は、水漏れなどに注意し、直接、床に置かないようにしましょう。
- ・冷蔵庫や冷凍庫の詰めすぎに注意しましょう
- ・冷蔵庫は10℃以下、冷凍庫は-15℃以下に維持することが目安です。



③下準備

- ・こまめにせっけんで丁寧に手を洗い、流水で十分に洗いましょう。
- ・野菜などの食材は、流水できれいに洗いましょう（カット野菜もよく洗いましょう）。
- ・肉汁や魚などの水分が、果物やサラダなど生で食べるものや調理済みのものにかからないようにしましょう。
- ・包丁やまな板は、肉用、魚用、野菜用と別々にそろえて使い分けると安全です。
- ・冷凍食品の解凍は、冷蔵庫や電子レンジを利用しましょう。
- ・解凍は使う分だけ行い、解凍後はすぐに調理しましょう。
また、冷凍や解凍を繰り返さずに使い切りましょう。
- ・使用後の調理器具やふきん、タオル、スポンジなどは、洗剤と流水でよく洗いましょう。
更に煮沸や熱湯をかけたり、台所用漂白剤の使用も効果的です。

【食中毒かな？と思ったら！】

すぐに、かかりつけ医などに連絡をして相談をしましょう。

照会先 保険健康課健康推進係（さくら館） 電話（85）0800

月 日	
サイン	

★ 読み終わったらすぐ次の方へ回覧しましょう。

回覧「まちだより」【令和7年7月25日発行】

木造住宅無料耐震相談会を利用してみませんか？

近年地震の頻発化により旧耐震基準の木造住宅（昭和 56 年 5 月 31 日以前建築の木造住宅）の倒壊被害が危ぶまれています。

神奈川県建築士事務所協会県西支部の協力を得て、木造住宅の無料耐震相談会を開催しています。耐震相談会では、建築確認通知書や平面図により、簡易的な耐震診断を行います。自宅が地震に対してどれくらい安全であるのか、この機会に確認してみましょう。

【簡易診断とは】

建築確認通知書や平面図を用いて、図面上で耐震性の有無を判定します。

※あくまで簡易診断なので、正確な耐震性の有無を知りたい方は、簡易診断の後に、一般耐震診断（町補助制度あり）を受けることを推奨します。

【対象の住宅】

- ①町内に所有かつ居住している住宅
- ②昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造で平屋・2 階建ての住宅
- ③枠組壁工法またはプレハブ工法でないもの

【日時・場所】

日時：8月27日（水）13時30分～15時30分

場所：仙石原文化センター 第1会議室

*相談時間は1棟につきおおむね1時間です。

*上記の日時・場所では都合が合わない場合は相談してください。別途個別に調整します。

【申込方法・期限】

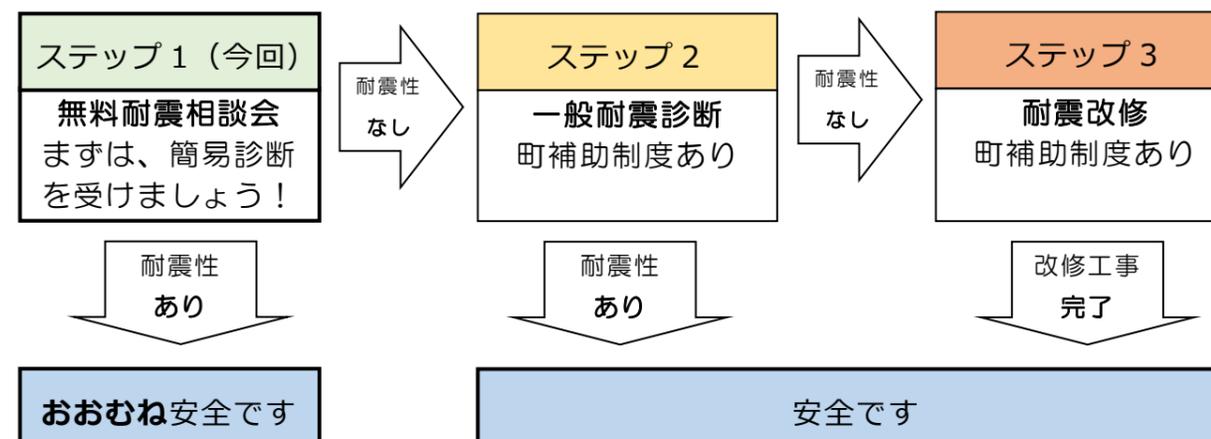
都市整備課窓口もしくは電話にて申し込んでください。

申込期限：8月20日（水）12時 完全予約制

○相談会には、建築年や建物の概要が分かるもの（建築確認通知書、建物の平面図や間取図、内観や外観の写真など）を用意してください。

図面などが無い場合でも相談は可能です。申込時に担当者に伝えてください。

【地震に強い家にするためのフロー】



【昭和 56 年以前に建築された木造住宅はなぜ危険？】

現在の耐震基準（※）が導入される以前のものであるため、大規模な地震に耐えられない住宅が多いと言われています。

最大震度 7 を観測した令和 6 年能登半島地震では、約 2 万 8 千棟の家屋が全壊・半壊したとされており、被災地は木造住宅が多く、その中でも、昭和 56 年の建築基準法改正前の旧耐震で建てられた木造住宅の多数が倒壊していると報道されています。

このことから、現在の耐震基準（※）が導入される以前の昭和 56 年以前の住宅にお住いの方は耐震診断を行い、耐震性を確認することが求められています。

※現在の耐震基準…震度 5 強程度の中規模地震に対してはほとんど損傷を受けず、極めてまれに発生する大規模地震（震度 6 強～震度 7 程度）に対して、生命の危機を及ぼすような倒壊などの被害が生じないことを目標として定めた基準のこと。

★詳しくは役場ホームページ、または都市整備課へ問い合わせてください。

箱根町役場ホームページ → 緊急・防災・消防 → 耐震 → 無料耐震相談会実施のお知らせ を確認してください。

申込・照会先 都市整備課景観推進係 電話（85）9566

郷土資料館夏季企画展 「箱根の文化財」を開催します

箱根には数多くの文化財があり、その中でいくつかの文化財を当館では所蔵しています。その中には箱根の先人が残した自然や歴史など、一度失われると元に戻せない大切な宝物がたくさんあり、まだ皆さんに紹介できていない文化財が沢山あります。そういった大切な宝物を守っていかこうとする取り組みが文化財指定・登録と言う制度です。

本企画展では、箱根町にある色々な指定文化財・登録文化財を、郷土資料館で収蔵している資料を中心に紹介します。

常設展示では見られない貴重な資料を展示しますので、ぜひ皆さんもこの機会に来てください。



町重文 箱根細工三十六玉子

- 【期 間】 7月26日(土)～9月12日(金)
- 【時 間】 9時～16時30分(最終入館は16時まで)
- 【休館日】 9月3日(水)、9月10日(水)
- 【入館料】 大人 300円 小中学生 150円

※期間中、町内在住の小中学生および町内小中学校へ通学している方は無料

照会先 教育委員会生涯学習課(郷土資料館) ☎ 85-7601

「防火標語コンクール」の作品を募集

箱根町防火管理者等協議会では、皆さんに火災予防に関心をもっていただき、火災予防の輪を広げるため、今年も「防火標語コンクール」の作品を募集します。

【募集標語】 季節（春、夏、秋、冬）に応じた火災予防を呼びかける標語
応募作品は、応募者本人の未発表のもので、一人1点とし、返却はしません。また、作品の著作権は主催者に帰属させていただきます。

【応募期限】 9月5日（金）

【応募資格】 町内に在住・在学（小学生以上）・在勤の方

【部 門】 一般の部（中学生以上）、小学生の部

【応募方法】

- ・応募期限までに、応募作品（春、夏、秋、冬）と住所、氏名、電話番号、児童・生徒の場合は学校名・学年を記載し、応募先へ持参するか、郵送してください。（用紙の指定はありませんが、下の応募例を参考にしてください。）
- ・応募者の氏名等を防火標語カレンダーに印刷するなど公表しますので希望されない方は、その旨を応募用紙に記載してください。

【入賞（各部とも）】

特選1点（賞状・記念品） 入選3点（賞状・記念品）

※ 各部とも季節（春、夏、秋、冬）ごとに、1点を選び入選とし、その中の1点を特選とします。

※ 応募された方全員に参加賞を贈ります。

【その他】

特選および入選受賞作品を取り入れた「防火標語カレンダー」を作成し、秋季火災予防運動実施期間（11月）に合わせて町内宿泊施設などに配布します。

《 応募例 》

（標語）「春の標語」 ※応募する季節を明記して下さい。

「○○○○ ○○○○○○ ○○○○」

（住所）箱根町宮ノ下123番地 （氏名） はこね たろう
箱根 太郎

（電話）(89) 1234 （学校名・学年）防災小学校 3学年

（※ 氏名等の公表を希望されない場合は、その旨、記載してください）

応募・照会先 〒250-0404 箱根町宮ノ下467-1

箱根町消防本部消防総務課内 事務局

電 話 82-4505

F A X 82-4237

イノシシやシカの捕獲状況について

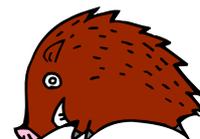
現在、町全域でイノシシやシカによる被害が増えています。
神奈川県猟友会箱根支部と協力し、有害鳥獣として、わなと銃器による捕獲を実施しています。
捕獲地域は次のとおりです。
7年度6月末現在地域別捕獲頭数 (単位：頭)

種別	地域					合計	備考
	湯本	温泉	宮城野	仙石原	箱根		
イノシシ	1	0	0	0	2	3	わな 3 銃器 0
ニホンジカ	2	5	14	7	34	62	わな 60 銃器 2

銃器の使用にあたっては、住民の皆さんや観光客・ハイカーに十分注意して実施するとともに、日時や場所などをあらかじめ防災行政無線や町ホームページ等によりお知らせしますので、協力をお願いします。

町ホームページはこちら

照会先 環境課美化保全係 電話 (85) 9565



鳥獣被害を減らすために

ごみ出しのマナーを守り、被害防止対策に努めましょう！

イノシシなどの野生動物は家庭などから出る生ごみや、庭などに生えているユリやタケノコなどのおいにつられて人里に下りてきます。出没を減らすためには一人ひとりが生ごみを決められた時間に集積所に出すなどのごみ出しのマナーを守ることが必要です。

定期的な草刈りなど敷地の管理をしましょう！

管理されていない敷地や建物が鳥獣の棲み処になることがあります。

定期的な草刈りなど人の手を加えることで、エサとなるものを遠ざけ、隠れる場所をなくすことで、鳥獣にとって住みにくい、都合が悪い場所にすることが大切です。

庭で植物や作物を育てている場合には敷地全体を柵などで囲うといった対策をとる必要があります。全体を囲うことが難しい場合は、植物などを育てている場所のみを囲うことも検討しましょう。

なお、町では、所有する敷地などに有害鳥獣の被害の防止を目的として柵などを設置した方に補助金を交付しています。希望する方は問い合わせてください。

イノシシなどの被害にあわないために (町ホームページ)

照会先 環境課美化保全係 電話 (85) 9565



不用品交換情報

譲ります！
譲ってください！！

家庭で使わなくなった品物などを、ごみに出す前に「不用品交換情報」に登録しませんか。他に必要としている方に、有料または無料で譲ることができます。

また、同時に譲ってほしいものの情報登録も受け付けています。

12 つくる責任
つかる責任



譲ります

(7月9日現在)

番号	品名	規格	状態	価格
1405	草刈機	日立工機製 両手ハンドル 型番 CG24ECMP (S)	良い	有料

譲ってください

番号	品名	規格	状態	価格
2144	猫用品 (猫ボランティアで使用)	ケージ、シート、 フード等	普通	無料

- ※ 状態は新品・良い・普通・多少傷ありの4段階で表しています。
- ※ 掲載期間は登録日から6か月間です。
- ※ 本情報は、町内在住者、在勤者に有効となります。
- ※ 希望の品物が見つかったら、登録者の連絡先を知らせますので、環境課まで連絡してください。その後の引き取り方法などの交渉は当事者間で行ってください。
- ※ 問題が生じた場合は、当事者間の話し合いなどにより解決してください。
- ※ 品物の写真を下記アドレスまで送付していただいた場合、一緒に掲載します。より品物の状態がわかるのでおすすめです。
- ※ この情報はまちだより発行日と同日に町ホームページにも掲載しています。不用品交換が成立すると随時更新するので、ホームページも併せて確認してください。



申込・照会先 環境課環境政策係 電話(85)9565
e-mail:web_kankyou@town.hakone.kanagawa.jp



宮ノ下駐車場長寿命化改良工事に 係る一般時間貸利用不可について

令和7年9月1日(月)～9月24日(水)の期間、宮ノ下駐車場は一般の時間貸利用はできません。この期間は利用可能台数の関係で定期利用者専用となります。
ご不便をおかけしますが、ご協力よろしく申し上げます。

令和7年9月1日(月)～9月24日(水)
一般車の時間貸利用はできません。



【町駐車場ページ】

照会先 都市整備課都市計画係 電話(85)9566

